

令和4年11月30日14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社ゴセケン

期間: 令和4年11月30日から令和5年2月28日まで(3ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社ゴセケンの代表役員等にあたる前会長及び前社長が贈賄罪で在宅起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号イ(贈賄)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号イ(贈賄)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

契約課長 山腰 祐司 (内線 2511)

建設専門官 濱口 哲至 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 中川 勝文 (内線 6310)

経理調達課長補佐 野口 道久 (内線 6313)

令和4年11月30日
近畿地方整備局

株式会社ゴセケンに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社ゴセケンの前会長及び前社長は、奈良県御所市内の工事の受注を巡り、御所市議へ賄賂として現金計7500万円を渡したとして、令和4年10月11日付けで大阪地検特捜部に贈賄罪で在宅起訴された。

2. 指名停止措置理由

株式会社ゴセケンの代表役員等にあたる前会長及び前社長が贈賄罪で在宅起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号イ(贈賄)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号イ(贈賄)に該当するため。

従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社ゴセケン

奈良県御所市室1193-1

代表取締役社長 西本 正昭

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和4年11月30日から令和5年2月28日まで(3ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(贈賄)
3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
イ 代表役員等
ロ 一般役員等
ハ 使用人